

## 【表紙】

|                                              |                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】                                       | 有価証券届出書の訂正届出書                                                                                                                                         |
| 【提出先】                                        | 関東財務局長                                                                                                                                                |
| 【提出日】                                        | 令和8年8月31日                                                                                                                                             |
| 【発行者名】                                       | UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド<br>（UBS Management (Cayman) Limited）                                                                                            |
| 【代表者の役職氏名】                                   | 取締役 ブライアン・バークホルダー<br>（Director, Brian Burkholder）                                                                                                     |
| 【本店の所在の場所】                                   | ケイマン諸島、KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・<br>タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309<br>（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY<br>1 - 1104, Cayman Islands） |
| 【代理人の氏名又は名称】                                 | 弁護士 安 達 理<br>同 橋 本 雅 行                                                                                                                                |
| 【代理人の住所又は所在地】                                | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業                                                                                         |
| 【事務連絡者氏名】                                    | 弁護士 久 米 野乃香<br>同 高 柳 志 帆<br>同 重 枝 綾 音<br>同 江 澤 由 莉                                                                                                    |
| 【連絡場所】                                       | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業                                                                                         |
| 【電話番号】                                       | 03（6775）1000                                                                                                                                          |
| 【届出の対象とした募集（売<br>出）外国投資信託受益証券に<br>係るファンドの名称】 | UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -<br>米国・地方公共事業債ファンド<br>（UBS Universal Trust (Cayman) -US Municipal Bond Fund)                                                    |
| 【届出の対象とした募集（売<br>出）外国投資信託受益証券の<br>金額】        | 10億米ドル（約1,624億円）を上限とします。<br>（注）米ドルの円貨換算は、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対<br>顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、<br>別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものと<br>します。  |
| 【縦覧に供する場所】                                   | 該当事項ありません。                                                                                                                                            |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2026年5月29日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、ならびにその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

| 原届出書                                                                          |                | 半期報告書        |                  | 訂正の方法   |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------|------------------|---------|
| 第二部 ファンド情報<br>第1 ファンドの状況<br><br><br>5 運用状況                                    | (1) 投資状況       | 1 ファンドの運用状況  | (1) 投資状況         | 更新      |
|                                                                               | (3) 運用実績       |              | (2) 運用実績         | 更新 / 追加 |
|                                                                               | (4) 販売及び買戻しの実績 | 2 販売及び買戻しの実績 |                  | 追加      |
| 第3 ファンドの経理状況<br>1 財務諸表                                                        |                | 3 ファンドの経理状況  |                  | 追加      |
| 第三部 特別情報<br>第1 管理会社の概況<br>1 管理会社の概況<br>2 事業の内容及び営業の概況<br>3 管理会社の経理状況<br>5 その他 | (1) 資本金の額      | 4 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 更新      |
|                                                                               |                |              | (2) 事業の内容及び営業の状況 | 更新      |
|                                                                               |                | 5 管理会社の経理の概況 |                  | 更新      |
|                                                                               |                | 4 管理会社の概況    | (3) その他          | 追加      |
|                                                                               |                |              |                  |         |

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国・地方公共事業債ファンド（UBS Universal Trust (Cayman) - US Municipal Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

### （１）投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

（2026年6月末日現在）

| 資産の種類             | 国名     | 時価合計（米ドル）                   | 投資比率（％） |
|-------------------|--------|-----------------------------|---------|
| 投資信託受益証券          | ケイマン諸島 | 191,048,990                 | 97.31   |
| 現預金・その他の資産（負債控除後） |        | 5,275,940                   | 2.69    |
| 合計<br>（純資産総額）     |        | 196,324,930<br>（約31,881百万円） | 100.00  |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）米ドルの円換算額は、2026年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝162.39円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## （２）運用実績

## 純資産の推移

2025年 7 月 1 日から2026年 6 月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

|             | 純資産総額    |           | 1 口当たり純資産価格 |        |
|-------------|----------|-----------|-------------|--------|
|             | 米ドル（千ドル） | 円（百万円）    | 米ドル         | 円      |
| 2025年 7 月末日 | 209,693  | 34,052.05 | 97.04       | 15,758 |
| 2025年 8 月末日 | 211,892  | 34,409.14 | 97.97       | 15,909 |
| 2025年 9 月末日 | 215,688  | 35,025.57 | 99.09       | 16,091 |
| 2025年10月末日  | 217,223  | 35,274.84 | 99.81       | 16,208 |
| 2025年11月末日  | 216,826  | 35,210.37 | 100.23      | 16,276 |
| 2025年12月末日  | 214,992  | 34,912.55 | 99.79       | 16,205 |
| 2026年 1 月末日 | 206,341  | 33,507.71 | 99.64       | 16,181 |
| 2026年 2 月末日 | 210,299  | 34,150.45 | 101.92      | 16,551 |
| 2026年 3 月末日 | 204,168  | 33,154.84 | 99.36       | 16,135 |
| 2026年 4 月末日 | 202,814  | 32,934.97 | 99.15       | 16,101 |
| 2026年 5 月末日 | 198,655  | 32,259.59 | 99.16       | 16,103 |
| 2026年 6 月末日 | 196,325  | 31,881.22 | 99.58       | 16,171 |

（注）上記「純資産総額」および「1 口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1 口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

## 分配の推移

2025年7月1日から2026年6月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。

（税引前）

|                                     | 1口当たりの分配額 |       |
|-------------------------------------|-----------|-------|
|                                     | 米ドル       | 円     |
| 2025年7月14日                          | 0.10      | 16    |
| 2025年8月12日                          | 0.10      | 16    |
| 2025年9月12日                          | 0.10      | 16    |
| 2025年10月14日                         | 0.10      | 16    |
| 2025年11月12日                         | 0.10      | 16    |
| 2025年12月12日                         | 0.10      | 16    |
| 2026年1月13日                          | 0.10      | 16    |
| 2026年2月12日                          | 0.10      | 16    |
| 2026年3月12日                          | 0.10      | 16    |
| 2026年4月13日                          | 0.10      | 16    |
| 2026年5月12日                          | 0.10      | 16    |
| 2026年6月12日                          | 0.10      | 16    |
| 直近1年間累計<br>(2025年7月1日～2026年6月末日)    | 1.20      | 195   |
| 設立時からの総額<br>(2016年11月16日～2026年6月末日) | 11.40     | 1,851 |

（注）円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

## 収益率の推移

2025年7月1日から2026年6月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

| 期間                  | 収益率(%) |
|---------------------|--------|
| 2025年7月1日～2026年6月末日 | 3.76   |

（注）収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 2026年6月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2025年6月末日の1口当たりの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

| 期間                                | 収益率(%) |
|-----------------------------------|--------|
| 2016年<br>(2016年11月16日～2016年12月末日) | -0.81  |
| 2017年<br>(2017年1月1日～2017年12月末日)   | 3.70   |
| 2018年<br>(2018年1月1日～2018年12月末日)   | -0.58  |
| 2019年<br>(2019年1月1日～2019年12月末日)   | 7.43   |
| 2020年<br>(2020年1月1日～2020年12月末日)   | 6.20   |
| 2021年<br>(2021年1月1日～2021年12月末日)   | -0.65  |
| 2022年<br>(2022年1月1日～2022年12月末日)   | -16.28 |
| 2023年<br>(2023年1月1日～2023年12月末日)   | 6.44   |
| 2024年<br>(2024年1月1日～2024年12月末日)   | 0.94   |
| 2025年<br>(2025年1月1日～2025年12月末日)   | 6.50   |
| 2026年<br>(2026年1月1日～2026年6月末日)    | 0.39   |

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末（2026年については6月末日）の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2016年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

（参考情報）

## 1口当たり純資産価格および純資産の推移



## 収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末(2026年については6月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2016年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

## 2 販売及び買戻しの実績

2025年7月1日から2026年6月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2026年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

|                         | 販売口数                 | 買戻口数                   | 発行済口数                      |
|-------------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|
| 2025年7月1日～<br>2026年6月末日 | 85,285<br>( 85,285 ) | 289,583<br>( 289,583 ) | 1,971,528<br>( 1,971,528 ) |

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## （１）資産及び負債の状況

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財政状態計算書

2026年５月31日（未監査）

（米ドルで表示）

| 資産                              | 2026年５月31日     |            | 2025年11月30日    |            |
|---------------------------------|----------------|------------|----------------|------------|
|                                 | U S D          | 千円         | U S D          | 千円         |
| 損益を通じて公正価値で測定される金融資産（注記2.2および5） | \$ 194,827,196 | 31,637,988 | \$ 211,619,151 | 34,364,834 |
| 現金および現金同等物（注記2.1）               | 4,663,633      | 757,327    | 5,661,844      | 919,427    |
| 以下に対する債権：                       |                |            |                |            |
| 発行済受益証券（注記2.10および3）             | -              |            | 143,428        | 23,291     |
| その他の資産                          | 40,129         | 6,517      | 35,300         | 5,732      |
| 資産合計                            | 199,530,958    | 32,401,832 | 217,459,723    | 35,313,284 |
| 負債                              |                |            |                |            |
| 以下に対する債務：                       |                |            |                |            |
| 買い戻された受益証券（注記2.8、2.10および3）      | 536,147        | 87,065     | 81,852         | 13,292     |
| 報酬代行会社報酬（注記8.2Aおよび8.2C）         | 232,953        | 37,829     | 250,210        | 40,632     |
| 専門家報酬（注記8.1E）                   | 44,955         | 7,300      | 25,960         | 4,216      |
| 販売報酬（注記8.1C）                    | 42,492         | 6,900      | 44,526         | 7,231      |
| 管理事務代行報酬（注記8.1A）                | 30,097         | 4,887      | 32,130         | 5,218      |
| 印刷費用                            | 21,380         | 3,472      | 16,223         | 2,634      |
| 保管会社報酬（注記8.1B）                  | 9,991          | 1,622      | 13,954         | 2,266      |
| 登録名義書換代行報酬（注記8.1D）              | 8,537          | 1,386      | 8,021          | 1,303      |
| 代行協会員報酬（注記8.2E）                 | 3,376          | 548        | 3,626          | 589        |
| 負債（株主資本を除く）                     | 929,928        | 151,011    | 476,502        | 77,379     |
| 株主資本（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産）      | \$ 198,601,030 | 32,250,821 | \$ 216,983,221 | 35,235,905 |

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 包括利益計算書

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

| 利益                                                         | 2026年5月31日を末日とする<br>6カ月間 |           | 2025年5月31日を末日とする<br>6カ月間 |           |
|------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
|                                                            | U S D                    | 千円        | U S D                    | 千円        |
| 損益を通じて公正価値で測定する（F V T P L）金融商品に係る純損益 <sup>(1)</sup>        |                          |           |                          |           |
| 受取配当金（注記2.11）                                              | \$ 4,118,668             | 668,830   | \$ 4,253,019             | 690,648   |
| 受取利息（注記2.11）                                               | 85,925                   | 13,953    | 113,965                  | 18,507    |
| 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく純実現（損失）（注記2.11および7）         | (2,173,466)              | (352,949) | (921,293)                | (149,609) |
| 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現評価損の純変動額（注記2.2、2.11および7） | (1,737,158)              | (282,097) | (4,812,483)              | (781,499) |
| 利益 / （損失）合計                                                | 293,969                  | 47,738    | (1,366,792)              | (221,953) |
| 費用                                                         |                          |           |                          |           |
| 報酬代行会社報酬（注記8.2Aおよび8.2C）                                    | 713,840                  | 115,920   | 725,533                  | 117,819   |
| 販売報酬（注記8.1C）                                               | 258,637                  | 42,000    | 263,018                  | 42,711    |
| 投資運用会社報酬（注記8.2B）                                           | 206,910                  | 33,600    | 210,415                  | 34,169    |
| 管理事務代行報酬（注記8.1A）                                           | 61,589                   | 10,001    | 37,859                   | 6,148     |
| 保管会社報酬（注記8.1B）                                             | 24,308                   | 3,947     | 4,500                    | 731       |
| 専門家報酬（注記8.1E）                                              | 18,995                   | 3,085     | 5,211                    | 846       |
| 登録名義書換代行報酬（注記8.1D）                                         | 16,519                   | 2,683     | 14,510                   | 2,356     |
| 代行協会会員報酬（注記8.2E）                                           | 10,346                   | 1,680     | 5,673                    | 921       |
| 印刷費用                                                       | 7,189                    | 1,167     | 1,559                    | 253       |
| 登録費用                                                       | 172                      | 28        | -                        | -         |
| 費用合計                                                       | 1,318,505                | 214,112   | 1,268,278                | 205,956   |
| 営業（損失）                                                     | (1,024,536)              | (166,374) | (2,635,070)              | (427,909) |
| 包括（損失）合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による（減少）額）              | \$ (1,024,536)           | (166,374) | \$ (2,635,070)           | (427,909) |

(1) 本項目は、損益を通じて公正価値（「F V T P L」）で測定する金融商品から生じる純利益に係るものであり、損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じる実現および未実現利益 / （損失）、受取配当金および受取利息を含む。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 株主資本等変動計算書

2026年5月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(米ドルで表示)

|                                               | USD            | 千円          |
|-----------------------------------------------|----------------|-------------|
| 2024年11月30日時点                                 | \$ 215,639,133 | 35,017,639  |
| 受益証券の発行残高(注記3)                                | 14,000,990     | 2,273,621   |
| 受益証券の買戻し(注記2.8および3)                           | (18,722,901)   | (3,040,412) |
| 分配(注記2.7)                                     | (2,613,806)    | (424,456)   |
| 包括利益合計<br>(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額) | 8,679,805      | 1,409,514   |
| 2025年11月30日時点                                 | \$ 216,983,221 | 35,235,905  |
| 受益証券の発行残高(注記3)                                | 1,301,533      | 211,356     |
| 受益証券の買戻し(注記2.8および3)                           | (17,406,703)   | (2,826,675) |
| 分配(注記2.7)                                     | (1,252,485)    | (203,391)   |
| 包括(損失)合計<br>(運用成果により生じた、解約可能受益者に帰属する純資産の減少額)  | (1,024,536)    | (166,374)   |
| 2026年5月31日時点                                  | \$ 198,601,030 | 32,250,821  |

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## キャッシュ・フロー計算書

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

| 営業活動によるキャッシュ・フロー：                                                     | 2026年5月31日を末日とする<br>6カ月間 |             | 2025年5月31日を末日とする<br>6カ月間 |             |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|
|                                                                       | U S D                    | 千円          | U S D                    | 千円          |
| 包括（損失）合計（運用成果により生じた、解約可能受益者に帰属する純資産の減少額）                              | \$ (1,024,536)           | (166,374)   | \$ (2,635,070)           | (427,909)   |
| 包括（損失）合計（運用成果により生じた、解約可能受益者に帰属する純資産の減少額）を営業活動によるキャッシュ・フローと一致させるための調整： |                          |             |                          |             |
| 投資対象ファンドへの投資に対する金融商品の購入                                               | (4,118,668)              | (668,830)   | (4,253,020)              | (690,648)   |
| 投資対象ファンドへの投資の処分による収入                                                  | 16,999,999               | 2,760,630   | 7,000,001                | 1,136,730   |
| 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく純実現損失                                  | 2,173,466                | 352,949     | 921,293                  | 149,609     |
| 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現評価損の純変動額                            | 1,737,158                | 282,097     | 4,812,483                | 781,499     |
| その他資産（増加）                                                             | (4,829)                  | (784)       | (854)                    | (139)       |
| その他の未払金の（減少） <sup>(1)</sup>                                           | (869)                    | (141)       | (57,815)                 | (9,389)     |
| 営業活動で得た現金純額                                                           | 15,761,721               | 2,559,546   | 5,787,018                | 939,754     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー：                                                     |                          |             |                          |             |
| 発行済受益証券未収入金の変動額控除後の、発行済受益証券からの収入額                                     | 1,444,961                | 234,647     | 4,455,121                | 723,467     |
| 買戻済受益証券未払金の変動額控除後の、受益証券の買戻額                                           | (16,952,408)             | (2,752,902) | (9,698,370)              | (1,574,918) |
| 解約可能受益者に対する分配に関する未払金の変動額控除後の、解約可能受益者に支払われた分配                          | (1,252,485)              | (203,391)   | (1,313,667)              | (213,326)   |
| 財務活動で（使用された）正味現金                                                      | (16,759,932)             | (2,721,645) | (6,556,916)              | (1,064,778) |
| 現金および現金同等物の純（減）額                                                      | (998,211)                | (162,099)   | (769,898)                | (125,024)   |
| 期首における現金および現金同等物（注記2.1）                                               | 5,661,844                | 919,427     | 6,642,128                | 1,078,615   |
| 期末における現金および現金同等物（注記2.1）                                               | \$ 4,663,633             | 757,327     | \$ 5,872,230             | 953,591     |
| 営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報                                             |                          |             |                          |             |
| 受取利息                                                                  | \$ 85,925                | 13,953      | \$ 113,965               | 18,507      |
| 受取配当                                                                  | \$ 4,118,668             | 668,830     | \$ 4,253,019             | 690,648     |

(1) 財政状態計算書で開示した通り、その他の支払債務には、報酬代行会社報酬、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、代行協会員報酬、専門家報酬、印刷費用が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 1. 組成

米国・地方公共事業債ファンド（以下、「シリーズ・トラスト」という）は、ケイマン諸島の法律に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下、「トラスト」という）のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2016年10月3日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）により運用されている。本シリーズ・トラストの管理会社は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という）である。本シリーズ・トラストは、2016年11月16日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法（修正を含む）に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（修正を含む）に基づき登録された。

受託者（したがって本シリーズトラスト）の登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、（One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）に所在する。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録名義書換代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下、「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録名義書換代行会社」という）である。

UBS AG ロンドン支店（以下、「UBS AG」という）が報酬代行会社（以下、「報酬代行会社」という）の役割を負う。

UBS 証券株式会社が代行協会員（以下、「代行協会員」という）の役割を負う。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という）である。

管理会社は、株式会社三井住友銀行に対し、日本の受益証券に関する販売会社（以下、「販売会社」という）として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストでは、現在、以下の1種類のクラス・ユニットが発行可能である：クラスAユニット（以下、「クラスAユニット」という）。本シリーズ・トラストおよびクラスAユニットは米ドル建てとする（以下、「米ドル」もしくは「\$」という）。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

本シリーズ・トラストの投資目的は、間接的に米国の地方債（以下、「米国地方公共事業債」という）に投資することにより、当期利益および資本増価を求めることにある。本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストの実質的にすべての資産をミュニシパル・コア・ファンド（以下、「投資対象ファンド」という）の米ドルクラスに投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

投資対象ファンドは、ケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストであるインカム・インベストメント・トラストのシリーズ・トラスト（以下、「投資対象ファンドトラスト」という）である。本投資対象ファンドは、ケイマン諸島の（修正）ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されており、SFトラストはケイマン諸島政府から免税証明書を取得している。投資対象ファンドトラストの受益証券、および投資対象ファンドは、いずれも、1933年米国証券取引法に基づき登録されておらず、今後も登録されない。また、投資対象ファンドは、1940年米国投資会社法に基づき登録されておらず、今後も登録されない。投資対象ファンドの投資目的は、主に米国の地方債に投資することにより、当期利益および資本増価を求めることにある。

ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー（以下、「投資対象ファンド投資運用会社」という）は、その投資目的の追求のため、Baa3 / BBB - 以上に格付けされた、米国の自治体発行の債券への投資において、ボトムアップアプローチの深いファンダメンタル分析とマクロ投資原則を複数の領域で組み合わせて活用する。投資対象ファンドは、格付けの高い有価証券（格付けは最高でムーディーズ、スタンダード&プアーズおよびフィッチにおいてBaa3 / BBB - 以上でなければならない）を保有することを意図している。投資対象ファンド投資運用会社は、その裁量により、市況に応じて信用格付けがBa1 / BB+ 以下に低下した証券を売却する。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうち、投資対象ファンド、米ドルの現金、金融市場証券、および先物予約（以下、「再委託されたポートフォリオ」という）に関して、投資に関する日々意思決定および継続的な監視に責任を負うものとする。再委託されたポートフォリオは、月ごとに一定の収益を上げる可能性がある。かかる収益は、各分配日において、受益者に分配される。

本シリーズ・トラストは、2026年5月31日と2025年11月30日時点で投資対象ファンドの純資産の100.0%を保有していた。

現在、投資対象ファンドには、2つのクラスがある。すなわち、クラスA日本円ヘッジド・クラス、およびクラスC米国ドル・アンヘッジド・クラスであり、その受益証券は、日本の投資信託のために設立された投資家に提供されている。すべてのクラスは、日本円または米国ドルで申し込みがされている。クラスAは日本円ベースでのヘッジを目指す一方、クラスCは米国ドル建ての資産に対してヘッジされていない。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドのクラスC米国ドル・アンヘッジド・クラスにおける解約可能な参加型株式を購入することによって、投資対象ファンドに投資をしている。投資対象ファンドは、いかなる営業日にもこれらの株式の買戻しを許可している。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

投資対象ファンドのポートフォリオにおける公正価値の変動、およびこれに対応する投資対象ファンドの公正価値の変動によって、本シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

## 最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2163年12月1日および強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日（以下、「最終買戻日」という）まで存続するものとする。

受益証券は、以下のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に買い戻される。

- （ ）ある評価日における純資産価額が300万米ドルまたはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合。または、
- （ ）受託会社および管理会社が、受益証券をすべて強制償還すべきであると合意した場合（以下、それぞれ「強制買戻事由」という）。

強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で買い戻される。1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料25に従い、管理事務代行会社はその単独の裁量に基づき、最終買戻日（かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日）における1口当たり純資産価格により計算される。買戻日とは、各取引日であるとともに、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および／または管理会社が適宜、本シリーズ・トラストに関して決定するその他の日または期間を指す。受益者は、受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日（または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日）における1口当たり純資産価格と同額（以下、「買戻価格」という）の支払いを受けるものとする。買戻される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

本財務諸表は、受託会社により、2026年7月8日付で公開することを許可されたものである。

## 2. 重要性のある会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計方針を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの方針は対象期間全体を通じて一貫して適用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されたものである。IFRS会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計方針を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる仮定および見積りが重要な要素となる領域については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

本シリーズ・トラストは、投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂（以下、「改訂」という）を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論付けた。

## 金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている：償却原価で測定する場合、損益を通じて公正価値で測定する場合（FVTPL）、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合（FVOCI）。IFRS第9号では、金融資産は一般に当該資産が管理されているビジネスモデルおよびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて分類される。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ）契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ）契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ（SPPI）で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は損益を通じて公正価値で測定される：

- ）契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ）契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し資産を売却することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- ）FVTPLで測定することにより、他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに係る損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを解消または大幅に低減する場合、当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取消不能の形で指定されている。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を有しているかどうか、それによりかかる条件に合致しないかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還、および契約期間延長
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件（例：ノン・リコース特性）、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する特性（例：定期的な金利更改）

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する：

- 回収目的保有のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、ならびに発行済受益証券およびその他資産に対する債権が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他のビジネスモデル：これには、損益を通じて公正価値で測定した金融資産（投資対象ファンドへの投資）が含まれる。これらの金融資産の管理およびパフォーマンス評価は、公正価値ベースで実施され、資産の売却が頻繁に行われる。

金融資産の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する：

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには以下のことが含まれる。投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利特性を維持すること、金融資産の期間に関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローの期間に一致させること、または資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現することに注力しているかどうかの評価。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル（およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系。例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- 前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で計上された金融負債には、買戻済受益証券、報酬代行会社報酬、販売報酬、専門家報酬、管理事務代行報酬、印刷費用、代行協会員報酬、保管会社報酬、登録事務代行報酬に対する未払金が含まれる。

## 金融資産の減損

「予想貸倒損失」（ECL）モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性商品の投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、以下の理由から、ECLモデルは本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない：

- 大部分の金融資産はFVTPLで測定されており、これらの金融商品には上記の減損要件が適用されない。
- 償却原価で測定される金融資産は、短期（満期が12カ月以下）であり、信用力が高く、および／または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模なものであると予想される。

2026年5月31日を末日とする6カ月間において公表されたものの、同期間において発効していない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通りである：

2025年12月1日以降に開始される年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、それらの基準は本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を与えないため、本シリーズ・トラストは、以下の財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行っていない。

2024年4月、国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。本基準は、包括利益計算書における新たな区分や小計、情報の分類に関するガイダンスの強化といった新たな要求事項を導入することで、財務報告の質の向上を図ることを目的としている。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換える新たな基準となるものである。本基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。本シリーズ・トラストは現在、これらの新たな要求事項が及ぼす影響を評価している。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物とみなす。

2026年5月31日および2025年11月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

|                       | 2026年        | 2025年        |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 現金                    | \$ 12,433    | \$ 16,992    |
| 定期預金                  | 4,651,200    | 5,644,852    |
| 財政状態計算書における現金および現金同等物 | \$ 4,663,633 | \$ 5,661,844 |

## 2.2 金融資産および金融負債

## (A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する：

損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

- ・ F V T P L で測定することが義務付けられている資産：投資対象ファンドへの投資

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、以下により構成される：

|              | 2026年5月31日<br>- 公正価値  | 2026年5月31日<br>- 原価  |
|--------------|-----------------------|---------------------|
| 投資対象ファンドへの投資 | \$ 194,827,196        | \$ 219,486,117      |
|              | 2025年11月30日<br>- 公正価値 | 2025年11月30日<br>- 原価 |
| 投資対象ファンドへの投資 | \$ 211,619,151        | \$ 234,540,914      |

償却原価で測定される金融資産：

- ・ 融資および未収金：現金および現金同等物、発行済受益証券に対する未収金ならびにその他の資産。

2026年5月31日および2025年11月30日時点で、本シリーズ・トラストは損益を通じて公正価値で測定される金融負債を保有していない。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2026年5月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(米ドルで表示)

償却原価で測定される金融負債:

- ・ その他の負債: 買戻済受益証券、報酬代行会社報酬、販売報酬、管理事務代行報酬、代行協会会員報酬、保管会社報酬、登録事務代行報酬、専門家報酬、印刷費用に対する未払金。

## (B) 認識 / 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。金融負債は、契約上の義務が履行された、取り消された、または失効した時点で認識を中止する。

## (C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定される。「損益が公正価値で測定される金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

損益計算書において公正価値で測定されるもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値にほぼ等しいとみなしうる。

## (D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品 (公開デリバティブおよび株式等) の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日に市場参加者間で行われる秩序ある取引において、資産の売却により受領が見込まれる価格、または負債の移転により支払いが見込まれる価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した正味未実現利益異動額は、包括利益計算書に反映される。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2026年5月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(米ドルで表示)

## (E) 投資対象ファンドへの投資

投資運用会社は、原則として、資産の大部分を投資対象ファンドに投資する。投資対象ファンドの米ドルクラスは米ドル建てであり、他の通貨にヘッジされない。投資運用会社は、非米ドル建て資産には投資しない。本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの募集文書に記載の条件に従う。本シリーズ・トラストでは、投資対象ファンドへの投資を、主として、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する投資対象ファンドの純資産価格(「NAV」という)に基づく公正価値で計上する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの管理事務代行会社から得られた報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。( ) 投資対象ファンド、またはその原投資の流動性、( ) 提供された純資産価格の実行日、( ) 解約制限、および( ) 会計処理の根拠。本シリーズ・トラストは、その実質的にすべての資産を投資対象ファンドに投資するため、本シリーズ・トラストの純資本増価または減価は、それぞれ、基本的に投資対象ファンドの純資本増価または減価に基づいている。本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資額は、現在入手できる情報に基づいており、最終的に実現しうる金額を必ずしも反映しない。これは、かかる金額は将来の状況に依存し、投資対象ファンドの原投資が実際に清算されない限り合理的に金額表示できないためである。さらに、投資対象ファンドによる投資が流動性の点で制約を受ける場合は、本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資もまた間接的にその制約を受けることになる。

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は流動性があり、任意の営業日に解約が可能である。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの受託会社または当該受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、関連する買戻日に買戻しすることを要請する買戻通知を提出することができる。買戻通知は電子的手段により送信するものとし、該当する買戻日の米国東部時間午前7時00分までに投資対象ファンドの受託会社が受領するように送信しなければならない。かかる通知が、保有するシリーズ・トラスト受益証券の全部に対するものではない場合、投資対象ファンドの受託会社は、独自の裁量において、受益証券1口を超える数量または10,000円(または任意の通貨でこれに相当する金額)を超える金額の最小買戻要件を適用することがある。

## 2.3 金融商品の相殺

金融資産および金融負債については、認識金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつネットベースで決済する意図または資産の換価と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺を行って財政状態計算書で相殺後の差引純額を報告するものとする。2026年5月31日および2025年11月30日現在において、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

## 2.4 投資対象ファンドへの投資の売却に関する未収金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損を差し引いた額として測定される。減損の引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。2026年5月31日および2025年11月30日時点で、購入済証券の未払金はない。

## 2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

## 2.6 外貨の換算

## (A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、米ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は米ドルをもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であるとみなす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

## (B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻し、ならびに利益や費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

外国為替取引および換算による実現ならびに未実現の利益または損失は、別途包括利益計算書の中で開示される。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 2.7 分配

本シリーズ・トラストは、毎月一定額の収益を発生する可能性がある。本シリーズ・トラストの現行ポリシーにおいては、受益者に対し、毎月の分配日に、対応する分配期間において発生した収益に準じた金額の分配金を支払うものとする。

月ごとの分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される。

（ ）投資対象ファンドから受け取る分配と同額（該当する課税分すべてを差し引いた額）、および

（ ）保管会社により受領された時から該当分配日に支払われる期間における、上記(a)から受け取る分配に係る未収利息（以降、(a)～(b)で言及された項目を「発生収益」という）。

各分配日において支払われた分配額については、管理会社がその唯一の裁量の下で、様々な要因のうち、発生収益、投資対象ファンドによる実現および未実現のキャピタル・ゲイン、および諸費用を考慮した上で、月ごとにユニット単位で決定する。管理会社は、適切であると考え場合に特定の月ごとにおける分配を実施しないことを選択できる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその唯一の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標およびポリシーが過去1カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、管理会社の判断によりこのような選択が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断される場合が含まれるが、これらに限られない。

2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において宣言され、支払われた分配額は以下の通り：

|          | 2026年<br>合計金額 | 2025年<br>合計金額 |
|----------|---------------|---------------|
| クラスAユニット | \$ 1,252,485  | \$ 1,313,667  |

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 2.8 ユニットの買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を負債または資本に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- ・ かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- ・ かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- ・ 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- ・ かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたため、本シリーズ・トラストの受益証券は2026年5月31日および2025年11月30日付で株式資本として区分されている。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により買戻しすることが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに買戻しする権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻しの時点における、本シリーズ・トラスト1口当たりの株式資本により発行または買戻しされる。本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの株式資本は、株式資本合計を受益証券の残口数で除して算出される。

投資対象ファンドは、解約可能株式を発行してその運用に対する資金調達をする。解約可能株式は受益者の選択に従ってプッタブルとなり、それぞれのシリーズ・トラストの純資産の一部を相対的に保有できる権利を受益者に与える。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの中で株式を保有している。投資対象ファンドの持分から生じる、本シリーズ・トラストの損失への最大エクスポージャーは、投資対象ファンドへの投資の公正価値の総額と同じである。本シリーズ・トラストが投資対象ファンドの株式を売却すると、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドから生じるリスクにさらされることはなくなる。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

## 2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

## 2.10 発行済受益証券に対する未収金および買い戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日において代金が未収の発行済受益証券の発行価格により算出される。買い戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日において未払いの買戻済受益証券の買戻価格により算出される。

## 2.11 F V T P L で測定する金融商品から生じる純利益 / 損失

F V T P L で測定する金融商品から生じる純利益には、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じる実現および未実現損益、受取利息および受取配当金を含む。F V T P L で測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。F V T P L で測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

F V T P L で測定する金融資産および金融負債に係る未実現 ( 評価損 ) / 評価益の純変動額は、期首時点における金融商品の帳簿価額、または当報告期間に購入された場合は取引価格と、期末時点における帳簿価額の差異を示している。詳細については注記7を参照のこと。

包括利益計算書に表示された受取利息は、実効金利法で算出された償却原価で測定される金融資産および金融負債に係る金利から成る。

包括利益計算書に表示された受取配当金は、F V T P L で測定される金融資産および金融負債に係る配当金から成る。受取配当金は、支払いを受ける権利が確定した時点で認識される。

## 2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。源泉徴収の対象となる投資収益またはキャピタル・ゲインがある場合、包括利益計算書には、源泉徴収税額を控除していない金額を記載する。源泉徴収税は、別個の科目として包括利益計算書に記載する。2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において源泉徴収税費用は支払われなかった。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2026年5月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(米ドルで表示)

本投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う。これらの国々の多くでは、本投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS 第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における該当する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2026年5月31日および2025年11月30日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未認識の税務上の便益に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

## 2.13 非連結のストラクチャード・エンティティ (仕組事業体) への投資

本シリーズ・トラストは、非上場の投資対象ファンドに対し持分を保有しているものの連結対象としていないが、同ファンドへのすべての投資が以下の理由でストラクチャード・エンティティの定義を満たしていると結論づけている。

- これらのエンティティが管理業務のみに関連していることから、同エンティティにおいて保有する議決権が経営者を指名できる優越的な権利を伴うものではないこと。
- 同エンティティの業務が、同エンティティが持つ投資戦略または募集文書によって制限されていること。および、
- 投資家に対して投資の機会を提供するという同エンティティの目的が、狭く、かつ明確に定義されていること。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

本シリーズ・トラストが保有する他のファンドの持分の性質、およびこれに関わるリスクは、注記5として開示されている。

## 3. 受益証券の買戻し

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、いかなる目的に対しても、米ドルで計算され支払われる。

当初購入時における最低ユニット数は1口である。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の初回購入価格は1口当たり100米ドルである。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルのみ可能である。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルで支払われるものとする。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後5時（日本時間）までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2026年5月31日時点における、純資産総額、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通りである：

| ユニットクラス  | 純資産合計          | 発行済受益証券口数 | 受益証券1口当たり<br>純資産価格 |
|----------|----------------|-----------|--------------------|
| クラスAユニット | \$ 198,601,030 | 2,002,643 | \$ 99.1695         |

2025年11月30日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および受益証券1口当たり純資産価値は以下の通りである：

| ユニットクラス  | 純資産合計          | 発行済受益証券口数 | 受益証券1口当たり<br>純資産価格 |
|----------|----------------|-----------|--------------------|
| クラスAユニット | \$ 216,983,221 | 2,164,665 | \$ 100.2387        |

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

2026年5月31日および2025年11月30日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく留保または遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、買戻価格において適当な買戻日に買い戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券に関するものではない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻しの最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻しを行う場合、買い戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

## 条件付後払い販売手数料

受益者に対して支払われる買戻代金については、条件付後払い販売手数料を控除する場合がある（該当する場合）。

発行日の5年後の応当日前までに買い戻された（任意に買い戻されたか、強制買戻によるかを問わない）受益証券は、かかる受益証券の募集に際して支払われた購入価格に対する割合（％）として算出された条件付後払い販売手数料が、以下の基準に従い販売会社により請求され、UBS AGに対して支払われる。

| 保有期間    | 条件付後払い販売手数料 |
|---------|-------------|
| 1年以内    | 2.00%       |
| 1年超2年以下 | 1.60%       |
| 2年超3年以下 | 1.20%       |
| 3年超4年以下 | 0.80%       |
| 4年超5年以下 | 0.40%       |
| 5年超     | なし          |

条件付後払い販売手数料に適用される保有期間の算出において、受益証券の保有期間は、かかる受益証券が発行された月の翌月の初日から、該当する買戻日までとする。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

条件付後払い販売手数料（該当する場合）は、買戻価格から控除され、該当の買戻しを行う受益者が、本シリーズ・トラストではなく報酬代行会社に支払う。

強制買戻事由が発生した場合、または本シリーズ・トラストが最終買戻日前に終了する場合、条件付後払い販売手数料は、同様に適用されるものとする。この際の条件付後払い販売手数料は、管理会社がその裁量で異なる決定を下さない限りにおいて、該当の受益証券がかかる強制買戻事由または本シリーズ・トラストの終了が効力を生じる日に買い戻されたものとして算出される。

報酬代行会社任命契約の条件に従い、報酬代行会社は、報酬代行会社としての指定が終了した場合、引き続き後払い条件付販売手数料を受け取るものとする。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻しに関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の提供による物納（または一部を物納）することも可能である。受託会社が買戻しを実施すると決定する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻しによる収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2026年5月31日を末日とする6カ月間において、発行された受益証券による収入および買い戻された受益証券に対する支払いは以下の通り：

| ユニットクラス  | 発行された<br>受益証券による収入 | 買い戻された受益<br>証券に対する支払い |
|----------|--------------------|-----------------------|
| クラスAユニット | \$ 1,301,533       | \$ (17,406,703)       |

2025年11月30日に終了した年度において、発行された受益証券による収入および買い戻された受益証券に対する支払いは以下の通り：

| ユニットクラス  | 発行された<br>受益証券による収入 | 買い戻された受益<br>証券に対する支払い |
|----------|--------------------|-----------------------|
| クラスAユニット | \$ 14,000,990      | \$ (18,722,901)       |

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

2026年5月31日を末日とする6カ月間および2025年11月30日を末日とする1年間において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通りである：

| ユニットクラス  | 2025年11月30日時点 | 発行された<br>受益証券の口数 | 買い戻された<br>受益証券 | 2026年5月31日時点 |
|----------|---------------|------------------|----------------|--------------|
| クラスAユニット | 2,164,665     | 13,020           | (175,042)      | 2,002,643    |

| ユニットクラス  | 2024年11月30日時点 | 発行された<br>受益証券の口数 | 買い戻された<br>受益証券 | 2025年11月30日時点 |
|----------|---------------|------------------|----------------|---------------|
| クラスAユニット | 2,214,382     | 143,877          | (193,594)      | 2,164,665     |

1口当たり純資産価格の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻し、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能な限り迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻し通知は取り消すことができず、次の募集日または買戻日（場合によりそのいずれか）に処理される。

## 4．重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来的な事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、該当する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、随時、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価格については、各種の価値評価技法を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価技法（例：モデル）が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

## 5．財務リスク管理

## 5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、投資対象ファンドにより構成される。本シリーズ・トラストの運用は様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク（通貨リスク、公正価値金利リスクおよび価格リスクを含む）、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドに投資している他の事業体の活動により、大きく影響を受ける可能性がある。例えば、投資対象ファンドの他の受益者が、投資対象ファンドに対する自己の持分の一部または全部を買戻した場合、投資対象ファンドと、それに続き本シリーズ・トラストは、比例配分されたより高い運用経費を支払うこととなり、結果として利益が減少することになる。同様に、その他の受益者からの買戻しにより、投資対象ファンドの多様性が低下し、結果としてそのポートフォリオリスクが高まることになりうる。投資対象ファンドは、ファンドの直接および間接投資家、またはその他に対する規制上の制限により、その投資活動を制限するかまたは一定商品への投資を無効にすることがある。これは、投資対象ファンド、それに続き本シリーズ・トラストの業績に悪影響が生じうるからである。

## (A) 市場リスク

## ( ) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドおよび先物予約への投資においては、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を及ぼす場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨に両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入（または介入の失敗）または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストは、そのパフォーマンスが特定の通貨（複数の場合も含む）の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2026年5月31日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである：

| 2026年5月31日時点 |       | 現金および<br>現金同等物 | 損益を通じて<br>公正価値で測定<br>する金融資産 | その他の資産<br>および負債<br>（純額） | 未実現            | 純資産価格に<br>対する割合<br>（％） |
|--------------|-------|----------------|-----------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 日本円          | J P Y | \$ -           | \$ -                        | \$ (21,380)             | \$ (21,380)    | 0.0%                   |
|              |       | -              | -                           | (21,380)                | (21,380)       | 0.0%                   |
| 米ドル          | U S D | 4,663,633      | 194,827,196                 | (868,419)               | 198,622,410    | 100.0%                 |
|              |       | \$ 4,663,633   | \$ 194,827,196              | \$ (889,799)            | \$ 198,601,030 | 100.0%                 |

以下の表は、2025年11月30日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

| 2025年11月30日時点 |       | 現金および<br>現金同等物 | 損益を通じて<br>公正価値で測定<br>する金融資産 | その他の資産<br>および負債<br>（純額） | 未実現            | 純資産価格に<br>対する割合<br>（％） |
|---------------|-------|----------------|-----------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 日本円           | J P Y | \$ -           | \$ -                        | \$ (16,223)             | \$ (16,223)    | 0.0%                   |
|               |       | -              | -                           | (16,223)                | (16,223)       | 0.0%                   |
| 米ドル           | U S D | 5,661,844      | 211,619,151                 | (281,551)               | 216,999,444    | 100.0%                 |
|               |       | \$ 5,661,844   | \$ 211,619,151              | \$ (297,774)            | \$ 216,983,221 | 100.0%                 |

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

以下の表は、2026年5月31日および2025年11月30日時点における、外国為替レートに対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対米ドルレートが、表に示した割合（パーセント）上昇／（下落）したという想定に基づくものである。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである。

| 通貨    | 2026年における通貨レートの合理的に予測される変動範囲 |       |       | 本シリーズ・トラストの純資産に対する影響 |     |
|-------|------------------------------|-------|-------|----------------------|-----|
| J P Y | + / -                        | 2.45% | + / - | \$                   | 524 |

| 通貨    | 2025年における通貨レートの合理的な変動範囲 |       |       | 本シリーズ・トラストの純資産に対する影響 |     |
|-------|-------------------------|-------|-------|----------------------|-----|
| J P Y | + / -                   | 4.40% | + / - | \$                   | 714 |

## （ ）金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動による影響は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇したり、あるいは本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形の変化が発生した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券のデュレーションは債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券のデュレーション値が大きいほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。このため、本シリーズ・トラストの純資産価格も変動する場合がある。

本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物および投資対象ファンドへの投資である。

投資対象ファンド（そして間接的に本シリーズ・トラスト）の投資利回りは実勢金利の変動に影響されやすく、投資対象ファンドの資産利回りと借入金利の間にミスマッチを生じさせ、結果としてその投資からの収益を減少させる、もしくは消去させる可能性がある。

金利が上昇すると債券価格は通常低下し、投資対象ファンド（そして間接的に本シリーズ・トラスト）の投資価値を減少させることになる。金利の大幅な変動、対象ファンド（そして間接的に本シリーズ・トラスト）投資の市場価値の大きな低下、もしくはその他の市場事象は、マスターファンドの投資家（そして間接的に受益者の本シリーズ・トラストへの投資）の投資価値もしくは利回りを低下させることになりうる。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資に対するその間接的なエクスポージャーを通じ、地方債に投資することがある。実勢金利に関するいかなる変動、または将来金利の変動予測も、保有する証券価値の上昇もしくは低下につながる可能性がある。

2026年5月31日および2025年11月30日時点において、金利が50ベースポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、本シリーズ・トラストの包括利益合計の増減幅 ( 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増加額 ) は、それぞれ、およそ23,256米ドルおよび28,224米ドルである。

## ( ) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する投資と本投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

2026年5月31日および2025年11月30日時点において投資対象ファンドへの投資の市場価格が1%上昇した場合、株主資本の合計額は、それぞれ、1,948,272米ドルおよび2,116,192米ドル上昇したことになる。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、上記と同じ合計額分だけ低下する。

2026年5月31日および2025年11月30日時点で、投資対象ファンドの投資は主に社債および米国地方公共事業債であり、それぞれ対象ファンドの純資産のおよそ12% ( 2025年 : 13% ) 、87% ( 2025年 : 86% ) である。

投資対象ファンドの場合、投資先は、2026年5月31日および2025年11月30日時点において、主としてアメリカ合衆国に集中している。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## （B）信用リスク

発行者の信用格付けまたは発行者の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行者への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

本シリーズ・トラストは投資対象ファンドに投資しているため、本シリーズ・トラストには、投資対象ファンドが保有することのある債券の信用リスクがある。信用リスクが増大すると、投資対象ファンドの投資目的が妨げられる場合があり、これによって本シリーズ・トラストの投資目的も妨げられる場合がある。投資対象ファンドが保有する上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済／支払いが行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払いを受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払いは、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

投資対象ファンドが投資しうる地方債は、原資産の信用リスクにさらされることがある。そのため、かかる原資産に不履行およびそれに対する信用補填の枯渇があった場合には、投資対象ファンドはその投資全体を回収できない可能性がある。さらに、投資対象ファンドが投資する債券発行体の中には、投資対象ファンドが保有する債券に必要な支払いができない者がいる可能性がある。債券はまた、発行体の認識された信用度に基づきその価値が上下することがある。

2026年5月31日および2025年11月30日時点における、本シリーズ・トラストのすべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補完措置を一切保有していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本投資先ファンドの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当する。2026年5月31日および2025年11月30日時点において、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資は、フィッチ信用格付けがA+の保管会社に保管されている。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

以下の表は、2026年5月31日時点における投資対象ファンドの負債ポートフォリオの信用品質につき、投資対象ファンドの純資産全体に対する割合（％）を示したものである。

| 格付け*    | 純資産全体に対する割合<br>(％) |
|---------|--------------------|
| A a a   | 10.5%              |
| A a 1   | 15.4%              |
| A a 2   | 33.4%              |
| A a 3   | 15.1%              |
| A 1     | 13.7%              |
| A 2     | 5.7%               |
| A 3     | 2.7%               |
| B a a 1 | 1.9%               |
| N R     | 0.2%               |
|         | 98.6%              |

\*証券が格付けされている場合はMoody's Investor Serviceによる格付けである。

以下の表は、2025年11月30日時点における投資対象ファンドの債券ポートフォリオの信用格付につき、投資対象ファンドの純資産全体に対する割合（％）を示したものである。

| 格付け*    | 純資産全体に対する割合<br>(％) |
|---------|--------------------|
| A a a   | 8.8%               |
| A a 1   | 13.3%              |
| A a 2   | 32.2%              |
| A a 3   | 14.2%              |
| A 1     | 13.4%              |
| A 2     | 6.8%               |
| A 3     | 2.5%               |
| B a a 1 | 1.7%               |
| B a a 2 | 0.5%               |
| N R     | 5.4%               |
|         | 98.8%              |

\*証券が格付けされている場合はMoody's Investor Serviceによる格付けである。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2026年5月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(米ドルで表示)

## (C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、デリバティブまたは重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

| 2026年5月31日時点                             | 1カ月未満      | 1～3カ月 | 合計         |
|------------------------------------------|------------|-------|------------|
| 以下に対する債務：                                |            |       |            |
| 買い戻された受益証券                               | \$ 536,147 | \$ -  | \$ 536,147 |
| 報酬代行会社報酬                                 | 232,953    | -     | 232,953    |
| 専門家報酬                                    | 44,955     | -     | 44,955     |
| 販売報酬                                     | 42,492     | -     | 42,492     |
| 管理事務代行報酬                                 | 30,097     | -     | 30,097     |
| 印刷費用                                     | 21,380     | -     | 21,380     |
| 保管会社報酬                                   | 9,991      | -     | 9,991      |
| 登録名義書換代行報酬                               | 8,537      | -     | 8,537      |
| 代行協会員報酬                                  | 3,376      | -     | 3,376      |
| 契約上のキャッシュアウトフロー（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く） | \$ 929,928 | \$ -  | \$ 929,928 |

| 2025年11月30日時点                            | 1カ月未満      | 1～3カ月 | 合計         |
|------------------------------------------|------------|-------|------------|
| 以下に対する債務：                                |            |       |            |
| 報酬代行会社報酬                                 | \$ 250,210 | \$ -  | \$ 250,210 |
| 買い戻された受益証券                               | 81,852     | -     | 81,852     |
| 販売報酬                                     | 44,526     | -     | 44,526     |
| 管理事務代行報酬                                 | 32,130     | -     | 32,130     |
| 専門家報酬                                    | 25,960     | -     | 25,960     |
| 印刷費用                                     | 16,223     | -     | 16,223     |
| 保管会社報酬                                   | 13,954     | -     | 13,954     |
| 登録名義書換代行報酬                               | 8,021      | -     | 8,021      |
| 代行協会員報酬                                  | 3,626      | -     | 3,626      |
| 契約上のキャッシュアウトフロー（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く） | \$ 476,502 | \$ -  | \$ 476,502 |

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価格の15%未満に抑えることにより管理される。

2026年5月31日および2025年11月30日時点で本シリーズ・トラストが保有するデリバティブ金融商品はない。

投資対象ファンドに投資しているため、本シリーズ・トラストには、投資対象ファンドの目論見書に記載の条件による、受益証券保有者による買戻しに伴う流動性リスクがある。本シリーズ・トラストの受益証券の大量買戻しによって、投資対象ファンドが通常の場合（すなわち、買戻しに必要な現金を調達する上で望ましい場合）より早期にその投資額を清算する必要があるが生じうるが、本シリーズ・トラストは、通常の流動性需要を満たすに十分な流動性投資を伴う様管理されている。これらの要因により、さらに多くの流動資産が買戻要求に応じるために売却された場合、買戻しされる受益証券の価額、未買戻しの受益証券の評価額、および本シリーズ・トラストの残存資産の流動性が悪影響を受ける場合がある。

2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において、投資先ファンドに関して適用された買戻手数料はない。

## （D）リスク管理

本シリーズ・トラストの投資マネージャー・チームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続を前提として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する：

- ・ 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻しおよび新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

米国・地方公共事業債ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

### （A）保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての間接投資につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

### （B）免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価格が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

### （C）決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある（証券に対する支払いや証券の提供の遅延等）。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、投資対象ファンド、および最終的には管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じる。

投資対象ファンド、および最終的には管理会社が原資産となる証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

## (D) デリバティブ

管理会社は、本シリーズ・トラストの投資に対するヘッジとして、あるいは本シリーズ・トラストのリターン向上を目的として、デリバティブ商品を使用することができる。デリバティブを使用することにより、その他の種類の金融商品と比較して、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効率的に増減することができる。デリバティブは、値動きが激しく、以下を含む大きなリスクを持つ：

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティ ( 同取引の相手方 ) が、本シリーズ・トラストへの金融債務を履行できなくなるリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 特定の種類の商品または取引戦略に関連して、比較的小規模な市場の変動を理由としてある商品の価値が大きく変動してしまうリスク。レバレッジを利用した一部の投資または取引戦略では、損失が当初の投資額を大きく上回る場合がある。
- ・ 流動性リスク - ある時点において、一部の証券が、売主が希望する価格で、または売主がその証券のその時点の価値であると考える価格で、売却することが困難であるか、不可能となるリスク。

管理会社は、本シリーズ・トラストに対して、予想ヘッジを含むヘッジを得るために、デリバティブを使用することができる。ヘッジとは、本シリーズ・トラストが保有する資産に関連するリスクを相殺するために、管理会社がデリバティブを使用する戦略である。ヘッジは損失を抑える可能性もあるが、市場が管理会社の想定とは異なる方向に動いた場合や、デリバティブのコストがヘッジによる利益を上回った場合、利益が低下または消失したり、損失が発生する場合もある。ヘッジはまた、管理会社が想定するヘッジ対象の所有証券の価値に見合わない程度にデリバティブの価値が変動するリスクを抱えており、この場合、ヘッジ対象の所有証券の値下がりによる損失が軽減できないだけでなく、損失が拡大する可能性がある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減するという保証はなく、ヘッジ取引が利用可能であるか、あるいはコスト効率的であるという保証もない。管理会社は、本シリーズ・トラストのためにヘッジを利用することを義務付けられておらず、利用しないことを選択することもできる。管理会社は、本シリーズ・トラストのリターンを向上させる目的でもデリバティブを使用することができるため、そのような投資は、管理会社がデリバティブをヘッジ目的にのみ使用する場合と比べて、上述した各種リスクに対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーを拡大することになる。リターンを向上させる目的でデリバティブを使用することは、投機的であるとみなされる。

2026年5月31日および2025年11月30日時点で、相殺条項および類似の条項を条件とした本シリーズ・トラストのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は存在しない。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

## (E) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、カウンターパーティに対して本シリーズ・トラストの口座を担保提供する場合がある。2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において、管理会社は一切の担保提供を行っていない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

## (F) 発生収益および分配

受益証券は、必ずしも利息を発生させるとは限らない。分配金は、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、発生収益がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の返却またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の低下および分配を通じた投資家への資本返却により、本シリーズ・トラストへの投資価値が毀損される蓋然性に鑑み、資本保全を望む投資家は分配の実施しない場合がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻しにより受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

発生収益は、一部投資対象ファンドから支払われる分配の受領に依存している。万一、投資対象ファンドがいずれかの分配の支払いを怠った場合、想定よりも少ない額のみ支払った場合、または本シリーズ・トラストに適用される、租税条約対象外の税率の引き上げが行われた場合、本シリーズ・トラストは、これに応じて、投資家が以前に予期した金額よりも少ない額を受け取ることがある。また、受領した分配金に対して累積した利息がある月の間に下落した場合も、発生収益が予期されたものよりも少額になる可能性がある。

## (G) 投資対象ファンド持分の非取得

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、投資対象ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益者に対して投資対象ファンドの直接持分を与えるものではない。

## (H) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒しで実施される。

米国・地方公共事業債ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

---

（米ドルで表示）

### 5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値測定」を適用しており、金融資産および金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットにつき、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、価値評価技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されている価値評価の手法および技術に通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用された価値評価技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、価値評価は、適宜、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1のインプットは、同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）につき、事業体が測定日においてアクセス可能な場合。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能な場合。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社による判断による部分が大きい。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

以下は、本シリーズ・トラストの金融資産の価値測定にあたり、2026年5月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

| 損益を公正価値で測定した<br>金融資産     | （未調整）同一商品<br>の活発な市場におけ<br>る公表価格<br>（レベル1） | 重要度の高い<br>その他の観察可能な<br>インプット<br>（レベル2） | 重要度の高い<br>観察不可能な<br>インプット<br>（レベル3） | 2026年5月31日<br>時点の公正価値 |
|--------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 投資対象ファンドへの投資             |                                           |                                        |                                     |                       |
| ミュニシパル・コア・ファンド<br>米ドルクラス | \$ -                                      | \$ 194,827,196                         | \$ -                                | \$ 194,827,196        |
| 損益を通じて公正価値で測定される<br>金融資産 | \$ -                                      | \$ 194,827,196                         | \$ -                                | \$ 194,827,196        |

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

以下は、本シリーズ・トラストの価値測定にあたり、2025年11月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

| 損益を公正価値で測定した<br>金融資産     | （未調整）同一商品<br>の活発な市場における<br>公表価格<br>（レベル1） | 重要度の高い<br>その他の観察可能な<br>インプット<br>（レベル2） | 重要度の高い<br>観察不可能な<br>インプット<br>（レベル3） | 2025年11月30日<br>時点の公正価値 |
|--------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 投資対象ファンドへの投資             |                                           |                                        |                                     |                        |
| ミューニパル・コア・ファンド<br>米ドルクラス | \$ -                                      | \$ 211,619,151                         | \$ -                                | \$ 211,619,151         |
| 損益を通じて公正価値で測定される<br>金融資産 | \$ -                                      | \$ 211,619,151                         | \$ -                                | \$ 211,619,151         |

2026年5月31日を末日とする6カ月間および2025年11月30日を末日とする1年間においてにおいて、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とはみなされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲介業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず／または移転に制限があるポジションが含まれるため、価値評価は、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および／または非移転性を反映して調整する場合がある。

投資対象ファンドのNAVを計算する目的上、市場価格が入手可能な債券は、定評あるマーケットメーカーまたはプライシング・サービスが提示した価格を基に通常は評価され、投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2投資に区分される。先物予約は、一般的に市場データが確証となる観察可能なインプットを使って評価され、従い投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2投資に区分される。2026年5月31日および2025年11月30日時点において、すべての金融資産と金融負債はレベル2投資として区分されている。

損益を通じて公正価値で測定されたもの以外の金融資産および金融負債

- （ ）2026年5月31日および2025年11月30日時点で、現金および現金同等物およびその他すべての資産および負債（発行済受益証券、その他の資産に対する未収金、ならびに買い戻された受益証券、報酬代行会社報酬、販売報酬、専門家報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、印刷費用に対する未払金を含む）は短期の金融資産または金融負債と見なされ、かかる資産または負債は短期の性質を持つため帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。価値評価技法の詳細については注記2を参照のこと。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 5.4 非連結のストラクチャード・エンティティ（仕組事業体）への投資

2026年5月31日および2025年11月30日時点において、投資先ファンドの純資産価額は、それぞれ31,011,258,255円（約194,831,050米ドル）および33,019,387,117円（約211,622,041米ドル）であった。2026年5月31日時点において、投資対象ファンドは30,658,084,301円の投資残高を有しており、その内訳は債券（社債、地方債および中期証券、資産担保証券ならびに定期預金）である。2025年11月30日時点において、投資対象ファンドは32,671,099,280円の投資残高を有しており、その内訳は債券（社債、地方債および中期証券、資産担保証券ならびに定期預金）である。非連結のストラクチャード・エンティティへの投資の評価額は、本シリーズ・トラストが、原ファンドの流動性または解約制限と費用を前提として、自らの投資額を仮に清算するか解約したとした際に受け取れるであろう額である。

本投資先ファンドの資金源は、投資家が提供した自己資本であり、本シリーズ・トラストを含む。2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドに対してその他の資金提供を行っておらず、この組織に対して資金等の支援を行う意図はない。

本シリーズ・トラストが投資対象ファンドに対して保有する持分に付帯する権利は、他の投資家が持つ権利と同様である。投資対象ファンドに対する出資申し込みは、同ファンドの募集文書に定める権利に従う。本シリーズ・トラストは、その投資額をそれぞれのファンド契約の条項に従って定期的に清算または解約することができる。投資対象ファンドの投資目的と清算条項については、注記2を参照のこと。

## 6. デリバティブ金融商品

## 先物予約

投資対象ファンドの投資運用会社は、通常の状況においては、可能な限り純資産価格の米ドルエクスポージャーのおよそ100%（未実現為替差損益を除く）と同等の金額で先物予約を購入することにより、投資対象ファンドの先物予約を締結する。

投資運用会社は、先物予約契約を締結することによって、本シリーズ・トラストのために先物予約契約を締結する。

2026年5月31日および2025年11月30日時点で、本シリーズ・トラストに未決済の先渡し契約はなかった。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## 7. 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく純利益 / （損失）

|                                                   | 2026年5月31日     | 2025年5月31日     |
|---------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債にかかる純（損失）は、以下により構成される： |                |                |
| 投資対象ファンドへの投資より実現した純（損失）                           | \$ (2,173,466) | \$ (921,293)   |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債にかかる実現純（損失）の合計         | \$ (2,173,466) | \$ (921,293)   |
| 投資対象ファンドへの投資に伴う純未実現（評価損）の変動                       | \$ (1,737,158) | \$ (4,812,483) |
| 公正価値で損益を測定した金融資産および金融負債に対する未実現（評価損）の純変動額合計        | \$ (1,737,158) | \$ (4,812,483) |

## 8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

## 8.1 報酬および費用

## (A) 管理事務代行費用

管理事務代行会社は、純資産の最初の5億米ドルの0.06%、純資産の次の5億米ドルの0.05%、および10億米ドルを超えた額の純資産の0.04%を、それぞれ年間報酬として受け取る。ただし、月当たり最低保証額として3,750米ドルを受け取る。管理事務代行会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点で管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (B) 保管報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場動向に基づき、資産に基づく取引手数料を受け取る。保管会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点で保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (C) 販売会社報酬

販売会社は、純資産価格の0.25%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。販売会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点で販売会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## (D) 登録事務代行報酬

登録名義書換代行会社は、純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として、そして本シリーズ・トラストから1取引当たり10米ドルの報酬を受け取るものとする。登録名義書換代行会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点で登録名義書換代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (E) 専門家報酬

専門家報酬には弁護士報酬および監査報酬を含んでいる。2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に支払われた報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点で未払いである報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## 8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

## (A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が運営費用から前払いで支払われるものとする。受託会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点の受託会社に対する未払いの報酬は、報酬代行会社報酬の一部として、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (B) 投資管理報酬

投資運用会社は、純資産価格の0.20%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期ごとに支払われる。投資運用会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点の投資運用会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

投資対象ファンドの投資運用会社は、前月の総資産額平均に基づいて年利0.32%で計算され、投資対象ファンドから毎月後払いされる報酬を受け取る。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記（続き）

2026年5月31日を末日とする6カ月間（未監査）

（米ドルで表示）

## （C）報酬代行報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.12%の報酬（以下、「運営費用報酬」という）および、年当たり純資産価値の0.57%の報酬（以下、「販売管理報酬」という）を受け取るものとし、各評価日までに蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

報酬代行会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点の報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの特定の継続的な運営費用および経費を支払う責任を負う。この通常経費には、管理会社報酬、および、報酬代行会社による合理的な判断に基づき通常経費に含まれると判断された以下の費用および経費（以下「通常経費」という）が含まれる：

（ ）監査報酬および費用に含まれていない監査経費。

（ ）本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用。および、

（ ）保険料（該当する場合）。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、販売管理報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売会社報酬、管理報酬、保管会社報酬、証券取引に係る仲介手数料、投資目論見書および付属資料25ならびにこれに類する募集文書に関する費用ならびに当該文書の準備、印刷、翻訳および交付に関連する費用ならびに証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、ならびにその他の通常は発生しない臨時の経費および費用につき、これらの支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬のみでは運営費用を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。運営費用を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬および販売管理報酬は、実日数を365で除した日数計算ベースで毎日累積し、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する最初の期間に限り、初回の期間終了日から翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

## 米国・地方公共事業債ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2026年5月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 米ドルで表示 )

## (D) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社として受け取るものとし、報酬代行会社報酬の一部として月割りの後払いで支払われる。

## (E) 代行協会員会社報酬

代行協会員は、純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、後払いで四半期ごとに支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。代行協会員会社が、2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において、獲得した報酬、ならびに、2026年5月31日および2025年11月30日時点の代行協会員会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## 9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2026年5月31日および2025年5月31日を末日とする6カ月間において、本シリーズ・トラストは一切の借り入れを行っていない。

## 10. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2026年7月8日までのすべての後発取引および事象を評価した。2026年6月1日から2026年7月8日までの期間に144,263米ドルの募集と3,524,245米ドルの買戻しが行われた。また、同期間に、198,320米ドルの分配が生じた。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

( 2 ) 投資有価証券明細表等

( 2026年 6 月末日現在 )

| 順位 | 銘柄                                     | 国名         | 種類               | 利率             | 償還期限       | 保有数        | 簿価（米ドル） |             | 時価（米ドル） |             | 投資<br>比率<br>（ % ） |
|----|----------------------------------------|------------|------------------|----------------|------------|------------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------|
|    |                                        |            |                  |                |            |            | 単価      | 金額          | 単価      | 金額          |                   |
| 1  | ミュニシパ<br>ル・コア・<br>ファンド<br>（米ドルク<br>ラス） | ケイマ<br>ン諸島 | 投資信<br>託受益<br>証券 | 該当<br>事項<br>なし | 該当事項<br>なし | 21,690,394 | 9.88    | 214,305,598 | 8.81    | 191,048,990 | 97.31             |

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### （１）資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2026年6月末日現在735,000米ドル（約11,936万円）です。

### （２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

| 国別（設立国） | 種類別 | 本数 | 純資産の合計（通貨別）        |
|---------|-----|----|--------------------|
| ケイマン諸島  | 公募  | 18 | 2,582,918,088米ドル   |
|         |     |    | 9,690,337ユーロ       |
|         |     |    | 57,066,628豪ドル      |
|         |     |    | 32,768,486,951円    |
|         |     |    | 4,370,567,598トルコリラ |
|         | 私募  | 8  | 101,637,671,044円   |
|         | その他 | 8  | 48,936,339,185円    |

### （３）その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近 2 事業年度（2024 年 1 月 1 日から2024 年12月31日までおよび2025 年 1 月 1 日から2025 年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成 5 年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38 年大蔵省令第59号）第328 条第 5 項但書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23 年法律第103 号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026 年 6 月30 日現在における株式会社三菱UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 162.39 円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## （１）資産及び負債の状況

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

|          | 注記   | 2025年          |               | 2024年          |               |
|----------|------|----------------|---------------|----------------|---------------|
|          |      | 米ドル            | 千円            | 米ドル            | 千円            |
| 収益       |      |                |               |                |               |
| 運用手数料収入  | 4    | 160,000        | 25,982        | 170,000        | 27,606        |
| その他の収入   | 4    | 28,950         | 4,701         | 62,322         | 10,120        |
|          |      | <u>188,950</u> | <u>30,684</u> | <u>232,322</u> | <u>37,727</u> |
| 費用       |      |                |               |                |               |
| 監査報酬     |      | 6,489          | 1,054         | 4,340          | 705           |
| 取締役報酬    | 9(c) | 107,606        | 17,474        | 107,053        | 17,384        |
| その他費用    |      | 2,457          | 399           | 5,015          | 814           |
| 費用合計     |      | <u>116,552</u> | <u>18,927</u> | <u>116,408</u> | <u>18,903</u> |
| 税引前利益    |      | 72,398         | 11,757        | 115,914        | 18,823        |
| 税金       | 5    | <u>-</u>       | <u>-</u>      | <u>-</u>       | <u>-</u>      |
| 当期利益および  |      |                |               |                |               |
| 当期包括利益合計 |      | <u>72,398</u>  | <u>11,757</u> | <u>115,914</u> | <u>18,823</u> |

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

|              | 注記   | 2025年     |         | 2024年     |         |
|--------------|------|-----------|---------|-----------|---------|
|              |      | 米ドル       | 千円      | 米ドル       | 千円      |
| 資産           |      |           |         |           |         |
| 運用手数料未収入金    | 7    | 160,000   | 25,982  | 170,000   | 27,606  |
| 同系列子会社に対する債権 | 9(a) | -         | -       | 864       | 140     |
| 現金および現金同等物   | 6    | 2,153,157 | 349,651 | 1,955,991 | 317,633 |
| 資産合計         |      | 2,313,157 | 375,634 | 2,126,855 | 345,380 |
| 負債           |      |           |         |           |         |
| 直接持株会社に対する債務 | 9(b) | -         | -       | 23,303    | 3,784   |
| 同系列子会社に対する債務 | 9(b) | 137,218   | 22,283  | -         | -       |
| 未払金          |      | 4,328     | 703     | 4,339     | 705     |
| 負債合計         |      | 141,546   | 22,986  | 27,642    | 4,489   |
| 純資産          |      | 2,171,611 | 352,648 | 2,099,213 | 340,891 |
| 株主資本         |      |           |         |           |         |
| 資本金          | 8    | 735,000   | 119,357 | 735,000   | 119,357 |
| 利益剰余金        |      | 1,436,611 | 233,291 | 1,364,213 | 221,535 |
| 株主資本合計       |      | 2,171,611 | 352,648 | 2,099,213 | 340,891 |

---

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

|                                   | 株式資本    |         | 利益剰余金     |         | 合計        |         |
|-----------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
|                                   | 米ドル     | 千円      | 米ドル       | 千円      | 米ドル       | 千円      |
| 2024年 1 月 1 日現在                   | 735,000 | 119,357 | 1,248,299 | 202,711 | 1,983,299 | 322,068 |
| 当期利益および当期包括利益合計                   | -       | -       | 115,914   | 18,823  | 115,914   | 18,823  |
| 2024年12月31日および<br>2025年 1 月 1 日現在 | 735,000 | 119,357 | 1,364,213 | 221,535 | 2,099,213 | 340,891 |
| 当期利益および当期包括利益合計                   | -       | -       | 72,398    | 11,757  | 72,398    | 11,757  |
| 2025年12月31日現在                     | 735,000 | 119,357 | 1,436,611 | 233,291 | 2,171,611 | 352,648 |

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

|                         | 注記 | 2025年     |         | 2024年     |          |
|-------------------------|----|-----------|---------|-----------|----------|
|                         |    | 米ドル       | 千円      | 米ドル       | 千円       |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        |    |           |         |           |          |
| 税引前利益                   |    | 72,398    | 11,757  | 115,914   | 18,823   |
| 調整：                     |    |           |         |           |          |
| 受取利息                    | 4  | (28,760)  | (4,670) | (62,436)  | (10,139) |
|                         |    | 43,638    | 7,086   | 53,478    | 8,684    |
| 運用手数料未収入金の減少            |    | 10,000    | 1,624   | 15,000    | 2,436    |
| 直接持株会社に対する債務の（減少）／増加    |    | (23,303)  | (3,784) | 6,551     | 1,064    |
| 同系列子会社に対する債務の増加         |    | 137,218   | 22,283  | -         | -        |
| 同系列子会社に対する債権の減少         |    | 864       | 140     | -         | -        |
| 未払取締役報酬の減少              |    | -         | -       | (428,396) | (69,567) |
| 未払金の減少                  |    | (11)      | (2)     | (2,097)   | (341)    |
| 営業活動より生じた／（に使用した）現金     |    | 168,406   | 27,347  | (355,464) | (57,724) |
| 受取利息                    | 4  | 28,760    | 4,670   | 62,436    | 10,139   |
| 営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー |    | 197,166   | 32,018  | (293,028) | (47,585) |
| 現金および現金同等物の純増（減）額       |    | 197,166   | 32,018  | (293,028) | (47,585) |
| 期首における現金および現金同等物        |    | 1,955,991 | 317,633 | 2,249,019 | 365,218  |
| 期末における現金および現金同等物        |    | 2,153,157 | 349,651 | 1,955,991 | 317,633  |
| 現金および現金同等物の分析           |    |           |         |           |          |
| 現金および銀行預金残高             | 6  | 2,153,157 | 349,651 | 1,955,991 | 317,633  |

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

１． 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グラント・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY 1 - 1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

IAS 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS 第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS 第18号を発表した。IFRS 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（PFS）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、IFRS 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していないI F R S 会計基準（続き）

I F R S 第9号およびI F R S 第7号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、I A S Bは「I F R S 第9号及びI F R S 第7号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- 金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- 環境・社会・ガバナンス（E S G）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- 「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- 偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（O C I）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

I F R S 会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、I A S BはI F R S 会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、I F R S 第1号「国際財務報告基準の初度適用」、I F R S 第7号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、I F R S 第9号「金融商品」、I F R S 第10号「連結財務諸表」、I A S 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ）会社を支配している、または共同支配している。
  - ）会社に重要な影響を与える。
  - ）会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
  - ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
  - ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
  - ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
  - ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
  - ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
  - ）(a)( )に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
  - ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が３カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（ ）分類

I F R S 第 9 号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

（ ）認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

（ ）当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

（ ）後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「EIR」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「ECL」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（ ）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「ECL」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実践的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル１ - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル２ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル３ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

４． 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

|                    | 2025年<br>米ドル | 2024年<br>米ドル |
|--------------------|--------------|--------------|
| 収益：                |              |              |
| 運用手数料収入            | 160,000      | 170,000      |
| その他の収入には次のものが含まれる。 |              |              |
| 受取利息               | 28,760       | 62,436       |
| 純為替差損益             | 190          | (114)        |
|                    | 28,950       | 62,322       |

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

５． 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると  
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

６． 現金および現金同等物

|      | 2025年<br>米ドル | 2024年<br>米ドル |
|------|--------------|--------------|
| 銀行預金 | 2,153,157    | 1,955,991    |

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

|           | 2025年<br>米ドル | 2024年<br>米ドル |
|-----------|--------------|--------------|
| 運用手数料未収入金 | 160,000      | 170,000      |

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

|                              | 2025年<br>米ドル | 2024年<br>米ドル |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 発行済全額払込済株式：                  |              |              |
| 735,000株（2024年：735,000株）普通株式 |              |              |
| 1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）        | 735,000      | 735,000      |

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

|                       | 注記  | 2025年<br>米ドル     | 2024年<br>米ドル    |
|-----------------------|-----|------------------|-----------------|
| 同系列子会社に対する債権          | (a) | -                | 864             |
| 同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務 | (b) | <u>(137,218)</u> | <u>(23,303)</u> |

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記 1 に記載のとおり、2025年 7 月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社である UBS AG に譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

|               | 注記  | 2025年<br>米ドル   | 2024年<br>米ドル   |
|---------------|-----|----------------|----------------|
| 会社の重要な経営幹部の報酬 | (c) | <u>107,606</u> | <u>107,053</u> |

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特征と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10． 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

|            | 12カ月の予想<br>貸倒損失 | 全期間予想貸倒損失 |        |                     |           |
|------------|-----------------|-----------|--------|---------------------|-----------|
|            | ステージ 1          | ステージ 2    | ステージ 3 | 簡易化<br>された<br>アプローチ | 合計        |
|            | 米ドル             | 米ドル       | 米ドル    | 米ドル                 | 米ドル       |
| 運用手数料未収入金  | -               | -         | -      | 160,000             | 160,000   |
| 現金および現金同等物 |                 |           |        |                     |           |
| - 期限未到来    | 2,153,157       | -         | -      | -                   | 2,153,157 |
| 合計         | 2,153,157       | -         | -      | 160,000             | 2,313,157 |

2024年12月31日

|              | 12カ月の予想<br>貸倒損失 | 全期間予想貸倒損失 |        |                     |           |
|--------------|-----------------|-----------|--------|---------------------|-----------|
|              | ステージ 1          | ステージ 2    | ステージ 3 | 簡易化<br>された<br>アプローチ | 合計        |
|              | 米ドル             | 米ドル       | 米ドル    | 米ドル                 | 米ドル       |
| 同系列子会社に対する債権 | 864             | -         | -      | -                   | 864       |
| 運用手数料未収入金    | -               | -         | -      | 170,000             | 170,000   |
| 現金および現金同等物   |                 |           |        |                     |           |
| - 期限未到来      | 1,955,991       | -         | -      | -                   | 1,955,991 |
| 合計           | 1,956,855       | -         | -      | 170,000             | 2,126,855 |

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10． 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

|              | 要求払い<br>米ドル | 3 カ月未満<br>米ドル | 3 カ月から<br>12カ月<br>米ドル | 満期なし<br>米ドル | 合計<br>米ドル |
|--------------|-------------|---------------|-----------------------|-------------|-----------|
| 2025年12月31日  |             |               |                       |             |           |
| 金融負債         |             |               |                       |             |           |
| 同系列子会社に対する債務 | 137,218     | -             | -                     | -           | 137,218   |
|              | 137,218     | -             | -                     | -           | 137,218   |
|              |             |               |                       |             |           |
|              | 要求払い<br>米ドル | 3 カ月未満<br>米ドル | 3 カ月から<br>12カ月<br>米ドル | 満期なし<br>米ドル | 合計<br>米ドル |
| 2024年12月31日  |             |               |                       |             |           |
| 金融負債         |             |               |                       |             |           |
| 直接持株会社に対する債務 | 23,303      | -             | -                     | -           | 23,303    |
|              | 23,303      | -             | -                     | -           | 23,303    |
|              |             |               |                       |             |           |

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）  
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）\*  
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）  
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）  
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）  
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）  
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）  
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）\*  
J-REITアンドリアルエステートエクイティファンド（適格機関投資家限定）\*  
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）\*  
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）\*  
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）  
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）  
米国・地方公共事業債ファンド  
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）  
マイスターズ・コレクション  
PIMCO 短期インカム戦略ファンド  
ピムコ ショート・ターム ストラテジー  
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）  
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド  
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
豪ドル建て短期債券ファンド\*  
インサイト・アルファ  
USダイナミック・グロース  
プレミアム・キャリー戦略ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

B S M D グローバル・アドバンテージ  
ダイワ・W i l 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド  
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド  
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド  
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド  
K K R プライベート・マーケット・エクイティ・ファンド  
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #  
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #  
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #  
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #  
U B S 米国債ファンド #  
コロンビアU S コントラリアン・ファンド #  
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #  
U B S ストラテジー・ファンド #

\* 当該ファンドは2025年に終了。

# 当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

|                                                                    | Notes | 2025<br>USD    | 2024<br>USD    |
|--------------------------------------------------------------------|-------|----------------|----------------|
| REVENUE                                                            |       |                |                |
| Management fee income                                              | 4     | 160,000        | 170,000        |
| Other incomes                                                      | 4     | <u>28,950</u>  | <u>62,322</u>  |
|                                                                    |       | <u>188,950</u> | <u>232,322</u> |
| EXPENSES                                                           |       |                |                |
| Audit fee                                                          |       | 6,489          | 4,340          |
| Directors' fee                                                     | 9(c)  | 107,606        | 107,053        |
| Other expenses                                                     |       | <u>2,457</u>   | <u>5,015</u>   |
| TOTAL EXPENSES                                                     |       | <u>116,552</u> | <u>116,408</u> |
| PROFIT BEFORE TAX                                                  |       | 72,398         | 115,914        |
| Tax expense                                                        | 5     | <u>-</u>       | <u>-</u>       |
| PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL<br>COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR |       | <u>72,398</u>  | <u>115,914</u> |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

|                                            | Notes | 2025<br>USD      | 2024<br>USD      |
|--------------------------------------------|-------|------------------|------------------|
| <b>ASSETS</b>                              |       |                  |                  |
| Management fee receivables                 | 7     | 160,000          | 170,000          |
| Amount due from a fellow subsidiary        | 9(a)  | -                | 864              |
| Cash and cash equivalents                  | 6     | 2,153,157        | 1,955,991        |
| Total assets                               |       | <u>2,313,157</u> | <u>2,126,855</u> |
| <b>LIABILITIES</b>                         |       |                  |                  |
| Amount due to an immediate holding company | 9(b)  | -                | 23,303           |
| Amount due to a fellow subsidiary          | 9(b)  | 137,218          | -                |
| Accruals                                   |       | 4,328            | 4,339            |
| Total liabilities                          |       | <u>141,546</u>   | <u>27,642</u>    |
| <b>NET ASSETS</b>                          |       | <u>2,171,611</u> | <u>2,099,213</u> |
| <b>EQUITY</b>                              |       |                  |                  |
| Share capital                              | 8     | 735,000          | 735,000          |
| Retained profits                           |       | <u>1,436,611</u> | <u>1,364,213</u> |
| Total equity                               |       | <u>2,171,611</u> | <u>2,099,213</u> |



Nicolas Henri Jean Papavoine  
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

|                                                                    | Share<br>capital<br>USD | Retained<br>profits<br>USD | Total<br>USD     |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------|
| At 1 January 2024                                                  | 735,000                 | 1,248,299                  | 1,983,299        |
| Profit for the year and total comprehensive<br>income for the year | <u>-</u>                | <u>115,914</u>             | <u>115,914</u>   |
| At 31 December 2024 and 1 January 2025                             | 735,000                 | 1,364,213                  | 2,099,213        |
| Profit for the year and total comprehensive<br>income for the year | <u>-</u>                | <u>72,398</u>              | <u>72,398</u>    |
| At 31 December 2025                                                | <u>735,000</u>          | <u>1,436,611</u>           | <u>2,171,611</u> |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

|                                                                   | Notes | 2025<br>USD      | 2024<br>USD      |
|-------------------------------------------------------------------|-------|------------------|------------------|
| <b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>                       |       |                  |                  |
| Profit before tax                                                 |       | 72,398           | 115,914          |
| Adjustments for:                                                  |       |                  |                  |
| Interest income                                                   | 4     | <u>(28,760)</u>  | <u>(62,436)</u>  |
|                                                                   |       | 43,638           | 53,478           |
| Decrease in management fee receivables                            |       | 10,000           | 15,000           |
| (Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company |       | (23,303)         | 6,551            |
| Increase in amount due to a fellow subsidiary                     |       | 137,218          | -                |
| Decrease in amount due from a fellow subsidiary                   |       | 864              | -                |
| Decrease in directors' fee payable                                |       | -                | (428,396)        |
| Decrease in accruals                                              |       | <u>(11)</u>      | <u>(2,097)</u>   |
| Cash generated from/(used in) operating activities                |       | 168,406          | (355,464)        |
| Interest income received                                          | 4     | <u>28,760</u>    | <u>62,436</u>    |
| Net cash flows from/(used in) operating activities                |       | <u>197,166</u>   | <u>(293,028)</u> |
| <b>NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>       |       | 197,166          | (293,028)        |
| Cash and cash equivalents at the beginning of year                |       | <u>1,955,991</u> | <u>2,249,019</u> |
| <b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR</b>                   |       | <u>2,153,157</u> | <u>1,955,991</u> |
| <b>ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>          |       |                  |                  |
| Cash and bank balances                                            | 6     | <u>2,153,157</u> | <u>1,955,991</u> |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

## 2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

**Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability**

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

## 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

**IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements**

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

### 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

#### **Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments**

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

#### **Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11**

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
  - i) has control or joint control over the Company;
  - ii) has significant influence over the Company; or
  - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
  - i) the entity and the Company are members of the same group;
  - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
  - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
  - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
  - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
  - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
  - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

**Financial assets**

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

**Financial liabilities**Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

**(iii) Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

**(iv) Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

**(v) Derecognition**

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

**Impairment of financial assets**

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

## (a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

|                                      | 2025<br>USD    | 2024<br>USD    |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| Revenue:                             |                |                |
| Management fee income                | <u>160,000</u> | <u>170,000</u> |
| Other incomes include the following: |                |                |
| Bank interest income                 | 28,760         | 62,436         |
| Foreign exchange differences, net    | <u>190</u>     | <u>(114)</u>   |
|                                      | <u>28,950</u>  | <u>62,322</u>  |

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

## 5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

## 6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

|              | 2025<br>USD      | 2024<br>USD      |
|--------------|------------------|------------------|
| Cash at bank | <u>2,153,157</u> | <u>1,955,991</u> |

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

## 7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

|                            | 2025<br>USD    | 2024<br>USD    |
|----------------------------|----------------|----------------|
| Management fee receivables | <u>160,000</u> | <u>170,000</u> |

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 8. SHARE CAPITAL

|                                         | 2025<br>USD    | 2024<br>USD    |
|-----------------------------------------|----------------|----------------|
| Issued and fully paid:                  |                |                |
| 735,000 (2024: 735,000) ordinary shares |                |                |
| of USD1 (2024: USD1) each               | <u>735,000</u> | <u>735,000</u> |

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

**Outstanding balances with related parties**

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

|                                                                | Notes | 2025<br>USD      | 2024<br>USD     |
|----------------------------------------------------------------|-------|------------------|-----------------|
| Amount due from a fellow subsidiary                            | (a)   | -                | 864             |
| Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company | (b)   | <u>(137,218)</u> | <u>(23,303)</u> |

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

**Transactions with related parties**

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

|                                                         | Notes | 2025<br>USD    | 2024<br>USD    |
|---------------------------------------------------------|-------|----------------|----------------|
| Compensation of key management personnel of the Company | (c)   | <u>107,606</u> | <u>107,053</u> |

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

*Foreign currency risk*

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

*Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

## (b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

*Maximum exposure and year-end staging*

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

## 31 December 2025

|                                                 | 12-month<br>expected credit<br>losses | Lifetime expected credit losses |         |                        | Total     |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------|------------------------|-----------|
|                                                 | Stage 1                               | Stage 2                         | Stage 3 | Simplified<br>approach |           |
|                                                 | USD                                   | USD                             | USD     | USD                    | USD       |
| Management fee receivables                      | -                                     | -                               | -       | 160,000                | 160,000   |
| Cash and cash equivalents<br>- Not yet past due | 2,153,157                             | -                               | -       | -                      | 2,153,157 |
| Total                                           | 2,153,157                             | -                               | -       | 160,000                | 2,313,157 |

## 31 December 2024

|                                                 | 12-month<br>expected credit<br>losses | Lifetime expected credit losses |         |                        | Total     |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------|------------------------|-----------|
|                                                 | Stage 1                               | Stage 2                         | Stage 3 | Simplified<br>approach |           |
|                                                 | USD                                   | USD                             | USD     | USD                    | USD       |
| Amount due from a fellow subsidiary             | 864                                   | -                               | -       | -                      | 864       |
| Management fee receivables                      | -                                     | -                               | -       | 170,000                | 170,000   |
| Cash and cash equivalents<br>- Not yet past due | 1,955,991                             | -                               | -       | -                      | 1,955,991 |
| Total                                           | 1,956,855                             | -                               | -       | 170,000                | 2,126,855 |

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

## (c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

*Financial liabilities*

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

*Financial assets*

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

|                                            | On demand<br>USD | Less than<br>3 months<br>USD | 3 to 12<br>months<br>USD | No<br>maturity<br>USD | Total<br>USD   |
|--------------------------------------------|------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------|
| 31 December 2025                           |                  |                              |                          |                       |                |
| <i>Financial liabilities</i>               |                  |                              |                          |                       |                |
| Amount due to a fellow subsidiary          | 137,218          | -                            | -                        | -                     | 137,218        |
|                                            | <u>137,218</u>   | <u>-</u>                     | <u>-</u>                 | <u>-</u>              | <u>137,218</u> |
| 31 December 2024                           |                  |                              |                          |                       |                |
| <i>Financial liabilities</i>               |                  |                              |                          |                       |                |
| Amount due to an immediate holding company | 23,303           | -                            | -                        | -                     | 23,303         |
|                                            | <u>23,303</u>    | <u>-</u>                     | <u>-</u>                 | <u>-</u>              | <u>23,303</u>  |

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)  
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US Municipal Bond Fund  
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Meister's Collection  
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund  
 PIMCO Short Term Strategy  
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund  
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund  
 AUD Short Term Bond Fund\*  
 Insight Alpha  
 US Dynamic Growth  
 Premium Carry Strategy Fund  
 BSMD Global Advantage  
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund  
 Japan Equity Premium Strategy Fund  
 Global Select Carry Strategy Fund  
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 LGT Global Private Credit Fund  
 KKR Private Markets Equity Fund  
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#  
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#  
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#  
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#  
 UBS US Treasuries Fund#  
 Columbia US Contrarian Fund#

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#

UBS Strategy Fund#

\* The funds were terminated during 2025.

# The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

## 12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

## （２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益およびその他の包括利益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）で示します。

## 第一部 証券情報

### < 訂正前 >

（前略）

#### （ 3 ）発行（売出）価額の総額

10億米ドル（約1,599億円）を上限とします。

（後略）

### < 訂正後 >

（前略）

#### （ 3 ）発行（売出）価額の総額

10億米ドル（約1,624億円）を上限とします。

（後略）

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### （3）ファンドの仕組み

##### 管理会社の概況

<訂正前>

|           |                                                                                                |                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 管理会社：     | UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド<br>（UBS Management (Cayman) Limited）                                     |                    |
| 1. 設立準拠法  | 管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。                                            |                    |
| 2. 事業の目的  | 管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。<br>管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。 |                    |
| 3. 資本金の額  | 管理会社の2026年3月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,751万円）です。                        |                    |
| 4. 沿革     | 2000年1月4日設立<br>2024年3月1日名称変更                                                                   |                    |
| 5. 大株主の状況 | ユービーエス・エイ・ジー<br>（スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45）                                           | 735,000株<br>（100%） |

（注）米ドルの円貨換算は、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.88円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

<訂正後>

|           |                                                                                                |                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 管理会社：     | UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド<br>（UBS Management (Cayman) Limited）                                     |                    |
| 1. 設立準拠法  | 管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。                                            |                    |
| 2. 事業の目的  | 管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。<br>管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。 |                    |
| 3. 資本金の額  | 管理会社の2026年6月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,936万円）です。                        |                    |
| 4. 沿革     | 2000年1月4日設立<br>2024年3月1日名称変更                                                                   |                    |
| 5. 大株主の状況 | ユービーエス・エイ・ジー<br>（スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45）                                           | 735,000株<br>（100%） |

（注）米ドルの円貨換算は、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

## 2 投資方針

### （３）運用体制

< 訂正前 >

（前略）

#### ヴィジャヤバラン（「バラン」）・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

（中略）

#### ブライアン・パークホルダー氏

ブライアン・パークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役に会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、パークホルダー氏は、HFファンド・サービスズ・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

（前略）

#### ヴィジャヤバラン（「バラン」）・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、

また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

(中略)

#### ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービスズ・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

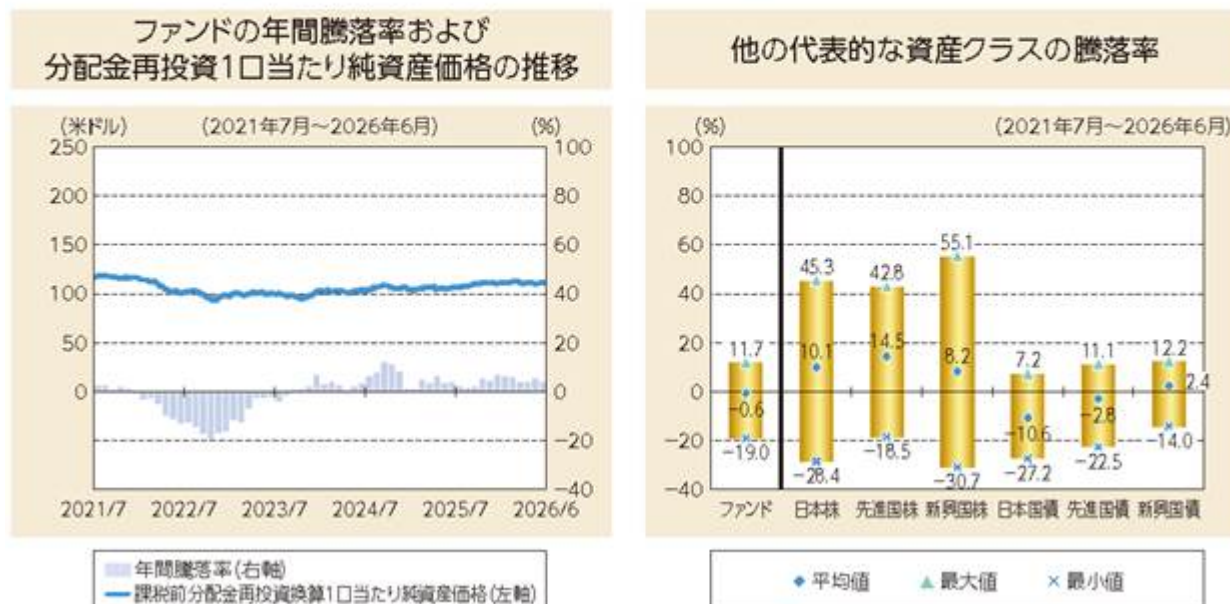
### 3 投資リスク

#### 参考情報

本項を以下のとおり更新します。

#### ■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間にける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。



※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（課税前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

#### ● 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4 手数料等及び税金

### （５）課税上の取扱い

#### 日本

<訂正前>

2026年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

2026年4月1日以降、上記の記載は以下のように変更されます。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

#### < 訂正後 >

2026年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%

（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

## 5 運用状況

## ( 2 ) 投資資産

&lt; 訂正前 &gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

( 2026年 3 月末日現在 )

| 順位 | 銘柄                                     | 国名         | 種類               | 利率             | 償還期限       | 保有数        | 簿価(米ドル) |             | 時価(米ドル) |             | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------------------------------------|------------|------------------|----------------|------------|------------|---------|-------------|---------|-------------|-----------------|
|    |                                        |            |                  |                |            |            | 単価      | 金額          | 単価      | 金額          |                 |
| 1  | ミュニシパ<br>ル・コア・<br>ファンド<br>(米ドルク<br>ラス) | ケイマ<br>ン諸島 | 投資信<br>託受益<br>証券 | 該当<br>事項<br>なし | 該当事項<br>なし | 22,432,458 | 9.91    | 222,232,378 | 8.82    | 197,944,008 | 96.95           |

( 注 ) 投資対象ファンドであるミュニシパル・コア・ファンドが投資している投資有価証券に関しては、下記「第 3 ファンドの経理状況」をご参照ください。

## 投資不動産物件

該当事項はありません ( 2026年 3 月末日現在 )

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません ( 2026年 3 月末日現在 )

&lt; 訂正後 &gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

（ 2026年 6 月末日現在 ）

| 順位 | 銘柄                                     | 国名         | 種類               | 利率             | 償還期限       | 保有数        | 簿価(米ドル) |             | 時価(米ドル) |             | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------------------------------------|------------|------------------|----------------|------------|------------|---------|-------------|---------|-------------|-----------------|
|    |                                        |            |                  |                |            |            | 単価      | 金額          | 単価      | 金額          |                 |
| 1  | ミュニシパ<br>ル・コア・<br>ファンド<br>(米ドルク<br>ラス) | ケイマ<br>ン諸島 | 投資信<br>託受益<br>証券 | 該当<br>事項<br>なし | 該当事項<br>なし | 21,690,394 | 9.88    | 214,305,598 | 8.81    | 191,048,990 | 97.31           |

（注）投資対象ファンドであるミュニシパル・コア・ファンドが投資している投資有価証券に関しては、下記「第3  
ファンドの経理状況」をご参照ください。

## 投資不動産物件

該当事項はありません（ 2026年 6 月末日現在 ）

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（ 2026年 6 月末日現在 ）

## 第 2 管理及び運営

### 2 買戻し手続等

#### （ 1 ）海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

（ 前略 ）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。

（ 後略 ）

< 訂正後 >

（ 前略 ）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

（ 後略 ）

## 第3 ファンドの経理状況

## 2 ファンドの現況

&lt; 訂正前 &gt;

(2026年3月末日現在)

|                       | 米ドル（ を除く ）     | 円（ を除く ）       |
|-----------------------|----------------|----------------|
| ・ 資産総額                | 204,907,362.49 | 32,760,589,115 |
| ・ 負債総額                | 739,771.99     | 118,274,746    |
| ・ 純資産総額( - )          | 204,167,590.50 | 32,642,314,369 |
| ・ 発行済口数               | 2,054,841      |                |
| ・ 1口当たり純資産価格<br>( / ) | 99.36          | 15,886         |

&lt; 訂正後 &gt;

(2026年3月末日現在)

|                       | 米ドル（ を除く ）     | 円（ を除く ）       |
|-----------------------|----------------|----------------|
| ・ 資産総額                | 204,907,362.49 | 32,760,589,115 |
| ・ 負債総額                | 739,771.99     | 118,274,746    |
| ・ 純資産総額( - )          | 204,167,590.50 | 32,642,314,369 |
| ・ 発行済口数               | 2,054,841      |                |
| ・ 1口当たり純資産価格<br>( / ) | 99.36          | 15,886         |

(注) 米ドルの円貨換算は、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）によります。

## 独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様  
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

## 意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

## 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

**独立監査人の報告書（続き）**

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

**財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）**

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング  
公認会計士  
香港  
2026年 5 月22日

[次へ](#)

**Independent auditor's report**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ( "IASB" ).

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Responsibilities of the directors for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。